

新型コロナウイルス感染拡大に伴う「緊急事態宣言」の全国拡大への対応について

株式会社日立プラントサービス（取締役社長：岡野 邦彦）は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、日本政府による「緊急事態宣言」の対象地域が全国に拡大されたことを踏まえ、感染拡大防止に向けた以下の対応を行っております。

お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまと一丸となって、この難局を乗り越えていく所存です。ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 在宅勤務のさらなる徹底

- (1) 当社では、緊急事態宣言の対象である7都府県に所在する本社・支店・事業所に勤務する従業員は、原則、「在宅勤務」とし、感染拡大防止に努めております。今回、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことにより、全国にある本社・支店・事業所において、原則、「在宅勤務」といたします。
- (2) 日本政府が指定した「特定警戒都道府県※」に所在する作業所につきましても、お客さまおよび関係各所とご相談、調整をさせていただき、可能な限りの「在宅勤務」を実施します。
※「特定警戒都道府県」：13都道府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府）

2. 感染拡大防止に向けた主な対策

感染拡大防止に向けて、これまで飛沫感染・接触感染の防止、体調不良者の自宅待機の徹底、3密（密閉・密集・密接）回避への取組みを実施しておりますが、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを踏まえ、生活の維持のために必要な場合を除き外出を極力控えることや大型連休期間中の不要不急の帰省や旅行など国内外への移動について極力自粛するよう、従業員へ協力を要請しております。

3. 実施期間

2020年5月6日(水)まで

上記期間は、日本政府による「緊急事態宣言」解除の状況を踏まえ、実施期間、内容の見直しなどをさせていただくことがございます。

※本ページの内容は掲載時点の情報となります。

以 上